

第5章

第2次藤枝市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画（区域施策編） ・藤枝市気候変動適応計画

第1節 計画の概要

第2節 温室効果ガス排出量の現状

第3節 将来予測

第4節 削減目標

**第5節 地球温暖化対策の取組
（緩和と適応）**

第6節 適応の取組

第1節 計画の概要

1-1 計画の背景

温室効果ガス排出量の目標値を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって、目標達成に向けた実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を2016（平成28）年3月に策定した「第2次藤枝市環境基本計画（後期計画）」の第5章に含めて策定しました。

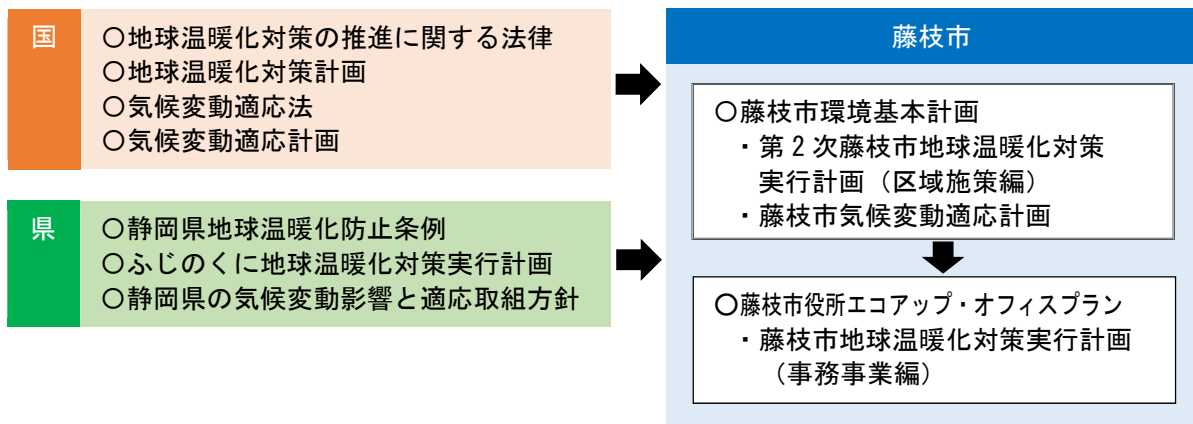
その後、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」の閣議決定、同年11月に「パリ協定」の発効、2019（令和元）年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。また、2018（平成30）年11月には「気候変動適応計画」の閣議決定、同年12月からは「気候変動適応法」が施行されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、世界や国の削減目標の実現に寄与する新たな計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）、「気候変動適応法」第12条に基づく「藤枝市気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）であり、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。

なお、「藤枝市役所エコアップ・オフィスプラン」の上位計画として策定します。

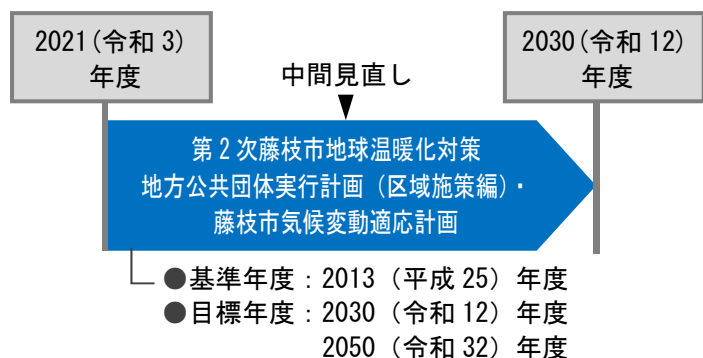


計画の位置づけ

1-3 計画の期間

区域施策編及び適応計画の計画期間は、本計画の計画期間である2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

国の「地球温暖化対策計画」と合わせ、基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。



計画の期間・目標年度

1-4 対象とする温室効果ガス

本区域施策編で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類とします。

また、温室効果ガスはエネルギー起源 CO₂ (産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門)、エネルギー起源 CO₂ 以外 (燃料の燃焼・工業プロセス、廃棄物部門、農業部門、代替フロン等) に分類できます。

対象とする温室効果ガスと主な発生源

温室効果ガス	地球温暖化係数 (GWP)	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼、電気の使用 (火力発電) など
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1,430 など	代替フロンの製造プロセス、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒 など
パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390 など	半導体製造プロセス など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体 など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体クリーニング剤、ドライエッチング剤 など

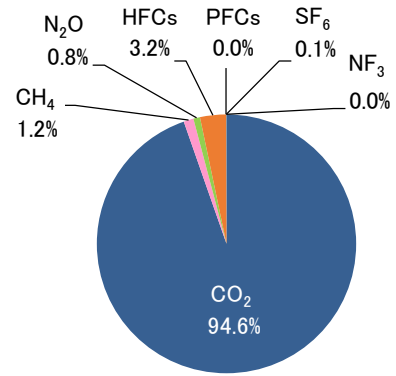
対象とする温室効果ガスと部門

部門		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFCs	PFCs	SF ₆	NF ₃
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	●						
	業務その他部門	●						
	家庭部門	●						
	運輸部門	●						
エネルギー起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス		●	●				
	廃棄物部門	●	●	●				
	農業部門		●	●				
	代替フロン等				●	●	●	●

第2節 温室効果ガス排出量の現状

2-1 温室効果ガス排出量の推移

本市の市域全域から排出された2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,030.7千t-CO₂です。このうち、二酸化炭素が975.5千t-CO₂で約95%を占めており、ハイドロフルオロカーボンが33.3千t-CO₂（3.2%）、メタンが12.8千t-CO₂（1.2%）となっています。



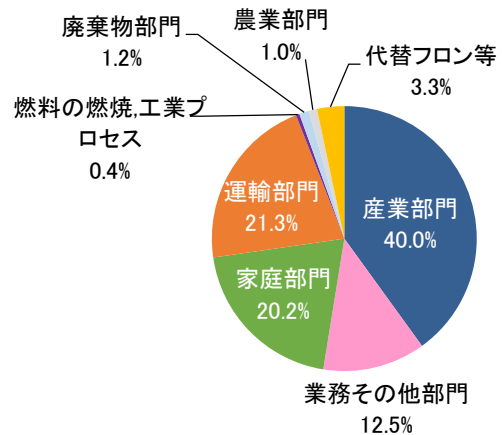
温室効果ガス排出量の内訳（2016年度）

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

2-2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

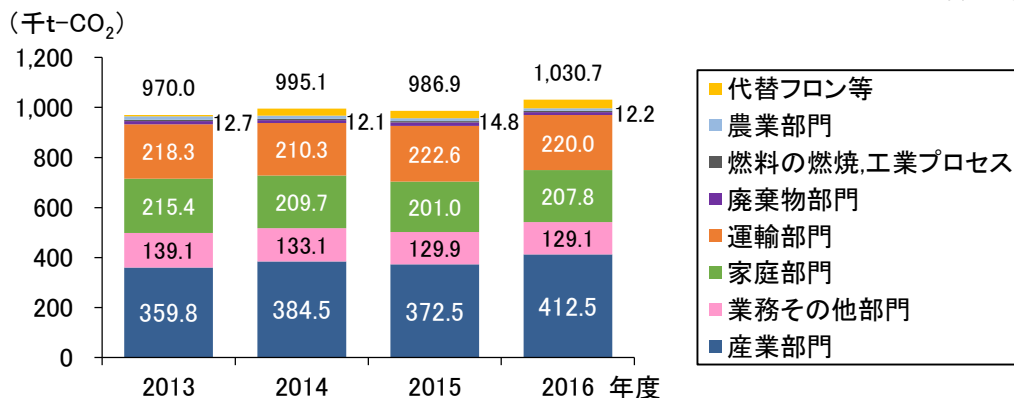
部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門（40.0%）が最も多く、次いで運輸部門（21.3%）、家庭部門（20.2%）、業務その他部門（12.5%）となっています。

2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度を基準として**6.3%増加**しています。部門別では、産業部門（+14.7%）、運輸部門（+0.8%）が増加する一方で、家庭部門（-3.5%）、業務その他部門（-7.3%）が減少しています。



部門別温室効果ガス排出量の内訳（2016年度）

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】



部門別温室効果ガス排出量の推移

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	
		【基準年度】	【実績】	【実績】	【現状年度】	基準年度比
温室効果ガス別						
二酸化炭素 (CO ₂)		940.3	944.3	935.4	975.5	+3.7%
メタン (CH ₄)		15.2	13.5	12.5	12.8	-15.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)		9.1	9.3	8.5	8.3	-8.0%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		4.8	27.3	30.0	33.3	+593.1%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		0.63	0.60	0.59	0.69	+8.9%
三ふっ化窒素 (NF ₃)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
部門別						
エネルギー 源 CO ₂	産業部門	359.8	384.5	372.5	412.5	+14.7%
	業務その他部門	139.1	133.1	129.9	129.1	-7.3%
	家庭部門	215.4	209.7	201.0	207.8	-3.5%
	運輸部門	218.3	210.3	222.6	220.0	+0.8%
エネルギー 源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼,工業プロセス	4.7	4.8	4.9	4.5	-2.7%
	廃棄物部門	12.7	12.1	14.8	12.2	-3.7%
	農業部門	14.5	12.6	10.5	10.4	-28.0%
	代替フロン等	5.4	27.9	30.6	34.0	+525.3%
合計		970.0	995.1	986.9	1,030.7	+6.3%

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値などと合わない場合があります。

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

第3節 将来予測

3-1 削減目標設定の考え方

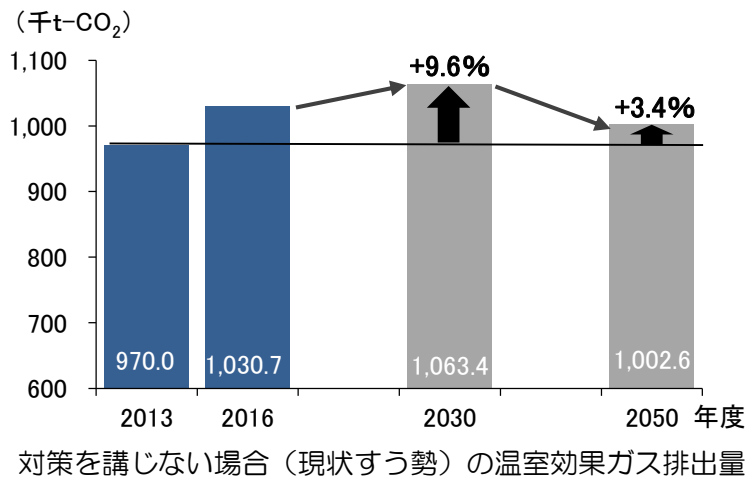
温室効果ガスの削減目標は、削減対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）の将来推計をしたうえで、削減対策を講じた場合の国の削減目標に準じて目標値を設定します。

その削減目標の実現可能性を確認するために、目標年度までに講じられる対策により見込まれる削減量を積み上げて、削減目標値と比較します。

3-2 削減対策を講じない場合（現状すう勢）の将来推計

対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）の将来推計において、温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができるため、活動量は人口、世帯数、産業分類別就業人口の推計値に基づき予測値を設定し、排出原単位は現状をそのまま維持すると仮定し、現状年度である2016（平成28）年度の値で固定しました。

なお、算定には環境省の「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を使用しました。



3-3 将来推計の結果

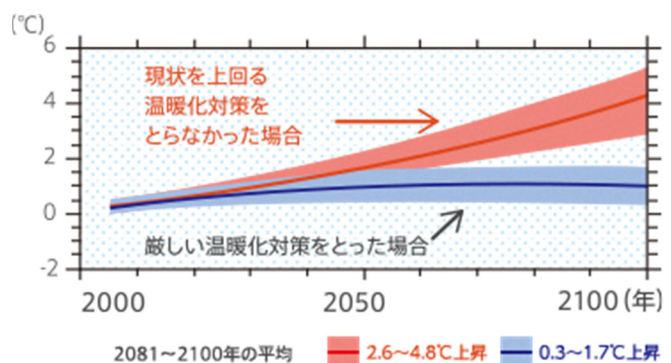
推計の結果、対策を講じない場合の温室効果ガスの総排出量（現状すう勢）は、2030（令和12）年度が1,063.4千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で**9.6%増加**、2050（令和32）年度が1,002.6千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で**3.4%増加**という結果になりました。

コラム



今後の気候変動の予測

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）、21世紀末（2081～2100年）の世界平均気温は2.6～4.8℃上昇（赤い帯）、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）でも0.3～1.7℃上昇（青い帯）する可能性が高いです。



1986～2005年平均気温からの気温上昇

【資料：環境省】

第4節 削減目標

4-1 削減対策と効果

国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画などに基づき、本区域施策編の目標年度（2030（令和12）年度）における削減見込量を推計した結果、対策の実施による温室効果ガス削減量は約349.5千t-CO₂でした。

目標年度（2030（令和12）年度）における削減見込量の推計結果

部門	取組	削減見込量 (千t-CO ₂)	根拠	
産業	業種間連携省エネの取組の推進	0.7	A	
	産業界による自主的取組の推進	56.7	B	
	施設・機器等の省エネ化	2.0	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	74.5	C,D,E	
	産業部門 合計	133.9	—	
業務その他	市の 事務事業 以外	事業所の省エネ化	7.2	A
		省エネ機器の導入	31.1	A,F
		省エネ行動の実践	0.2	A
		新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	23.4	C,D,E,F
	市の事務事業における省エネ化	8.5	A	
	業務その他部門 合計	70.3	—	
家庭	住宅の省エネ化	11.6	A,F	
	省エネ機器の導入	15.7	A,F	
	省エネ行動の実践	3.1	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	46.2	C,D,E,F	
	家庭部門 合計	76.5	—	
運輸	自家用車の省エネ化	27.3	A	
	トラック輸送の省エネ化	8.5	A	
	鉄道の省エネ化	0.3	A	
	低炭素型まちづくりの推進	3.7	A	
	徒歩・自動車・公共交通の利用促進	2.6	A	
	省エネ行動の実践	2.0	A	
	運輸部門 合計	44.4	—	
燃料の燃焼 ・工業プロセス	産業界による自主的取組の推進	0.9	A	
	燃料の燃焼・工業プロセス 合計	0.9	—	
廃棄物	燃やすごみの削減・分別収集の徹底	0.5	G	
	バイオマスプラスチック類の普及	1.8	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	1.9	D	
	廃棄物処理部門 合計	4.1	—	
農業	水田から排出されるメタンの削減	0.1	A	
	施肥に伴う一酸化二窒素の削減	0.04	A	
	農業部門 合計	0.2	—	
代替フロン類	代替フロン類の削減	19.1	A	
	代替フロン類 合計	19.1	—	
合計		349.5	—	

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合があります。

注2) 電気のCO₂排出係数は、基準年度（2013（平成25）年度）が0.000513t-CO₂/kWh（中部電力）、2030（令和12）年度の目標は「長期エネルギー見通し（経済産業省、2015（平成27）年7月）」に基づく全電源平均の0.000370t-CO₂/kWhとしました。

2030（令和12）年度の削減見込量を推計する根拠とした資料・条件

根拠	根拠となる資料・条件
A	「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）」から藤枝市分を按分
B	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づく特定事業者の省エネルギーに関する努力目標（エネルギー消費量年平均1%削減）を達成するものとしてエネルギー起源CO ₂ 排出量に当てはめ、原単位で2030（令和12）年度に2016（平成28）年度比14%削減されると設定
C	【太陽光発電】 「固定価格買取制度・情報公表」用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）や、「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、藤枝市において現状の導入状況及び今後の導入意向を把握し、これらの傾向から2030（令和12）年度の発電出力量を推定後、これに係数1,100を乗じて算出した推定年間発電量に2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数（0.000370t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
D	【太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電】 「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、2013（平成25）年度以降に設置された又は設置が計画されている発電施設（小水力発電、バイオマス発電）の計画年間発電量や、強制循環型太陽熱利用システムの導入、2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数（0.000370t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
E	【環境負荷の小さい供給電力の選択】 現状年度（2016（平成28）年度）と2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数より、電力の使用によるCO ₂ 排出量が24%削減されると想定して設定
F	【省エネ機器・新エネルギー機器の導入】 「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、藤枝市において現状の導入状況及び今後の導入意向を把握し、これらの傾向から2030（令和12）年度の導入量を設定
G	2013（平成25）年度の一般廃棄物焼却処理量の実績値から、「一般廃棄物処理基本計画」（2017（平成29）年3月）」で設定した目標が達成された場合に推定される2030（令和12）年度における一般廃棄物焼却処理量の削減量に、現状年度（2016（平成28）年度）の廃プラスチック混入比率及びCO ₂ 排出係数を乗じて設定

4-2 削減目標

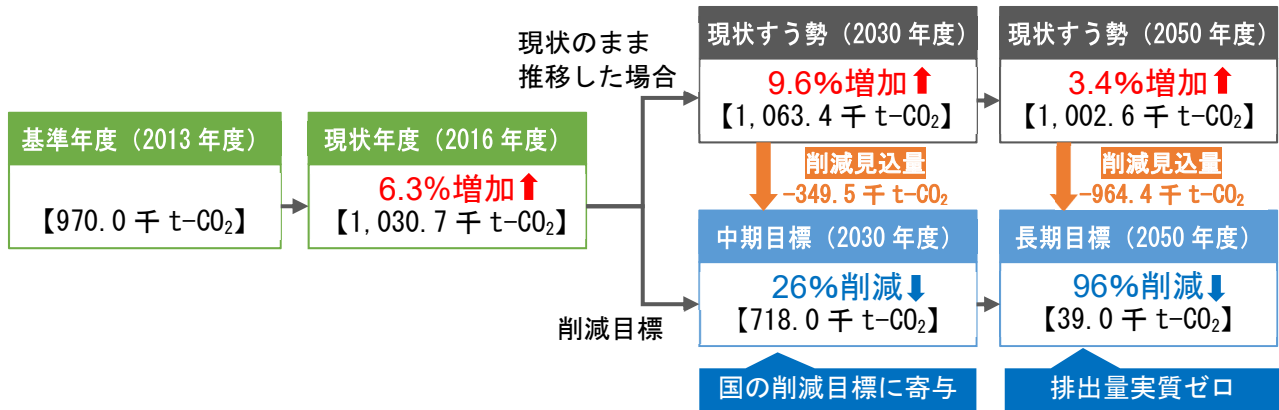
■中期目標：2030（令和12）年度に温室効果ガスを26%削減

削減対策を講じない場合（現状すう勢）の排出量から、削減見込量の推計結果を踏まえて、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、基準年度（2013（平成25）年度）から**26%削減**します。

この削減目標が達成されることにより、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標である2013（平成25）年度比26%の削減に寄与し、最終的にはパリ協定の目標達成（産業革命前からの気温上昇を2.0°C未満にする（1.5°C未満になるよう努力する））にも近づきます。

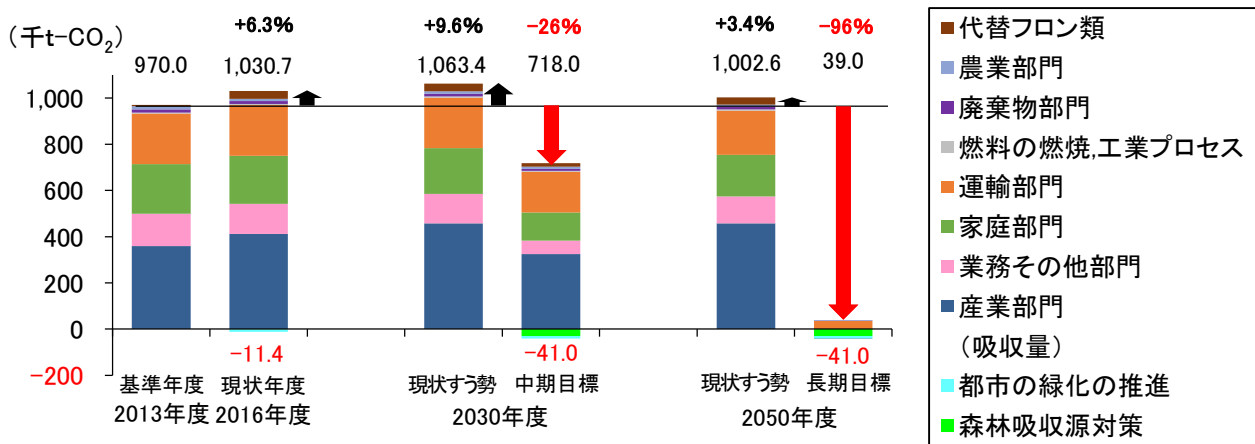
■長期目標：2050（令和32）年度に温室効果ガスを実質排出ゼロ

本市では、2050（令和32）年度における脱炭素社会の実現を目指し、市内全域からの温室効果ガス排出量を森林や緑地の温室効果ガス吸収量以下に抑えるため、2050（令和32）年度の温室効果ガス排出量（吸収量を含まない）を、基準年度（2013（平成25）年度）から**96%削減**します。これにより、**温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」**を目指します。



注) 中期目標、長期目標の削減目標は、削減見込量以下の整数となるように設定しました。

温室効果ガス排出量の現状すう勢・削減見込量・削減目標の関係



部門別温室効果ガス排出量の削減目標 (単位: 千 t-CO₂)

部門	年度	2013 (H25) 年度	2016 (H28) 年度	2030 (R12) 年度		2050 (R32) 年度			
		基準 年度	現状 年度	現状 すう勢	中期目標 (基準年度比)	現状 すう勢	長期目標 (基準年度比)		
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	359.8	412.5	457.2	325.2	-9.6%	457.2	1.3	-99.6%
	業務その他部門	139.1	129.1	128.1	58.1	-58.2%	116.6	0.0	-100.0%
	家庭部門	215.4	207.8	198.0	122.1	-43.3%	180.1	0.0	-100.0%
	運輸部門	218.3	220.0	218.7	175.2	-19.7%	191.4	34.7	-84.1%
	小計	932.7	969.4	1,001.9	680.6	-27.0%	945.3	35.9	-96.1%
エネルギー 起源 以外	燃料の燃焼・工業プロセス	4.7	4.5	5.1	4.2	-9.7%	5.1	1.0	-77.7%
	廃棄物部門	12.7	12.2	12.2	8.1	-36.2%	11.1	0.1	-99.5%
	農業部門	14.5	10.4	10.4	10.3	-28.8%	10.4	2.0	-86.5%
	代替フロン等	5.4	34.0	33.8	14.7	170.8%	30.7	0.0	-100.0%
小計	37.3	61.3	61.5	37.4	-0.2%	57.3	3.1	-91.8%	
排出量合計 (吸収量除く)		970.0	1,030.7	1,063.4	718.0	-26.0%	1,002.6	39.0	-96.0%
森林等 による 吸収量	森林吸収源対策	-	-0.9	-	-29.6	-	-	-29.6	-
	都市の緑化の推進	-	-10.5	-	-11.4	-	-	-11.4	-
	小計	-	-11.4	-	-41.0	-	-	-41.0	-
排出量 - 吸収量		-	1019.6	-	677.0	-	-	-2.0	-

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合があります。

注2) 森林吸収源対策による吸収量は、基準年度(2013(平成25)年度)以降に間伐等の森林吸収源対策を実施した面積(森林経営活動面積)から設定しました。

第5節 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）

5-1 「緩和」と「適応」の2つの温暖化対策

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。

「緩和」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出を抑制することです。今まで本市で取り組んできた地球温暖化対策は、その多くが緩和の取組になります。

しかし、地球温暖化による影響は既に現れてきており、例えば温室効果ガスの排出が今すぐになくなったとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスによる影響は今後も続くとされています。そのため、地球温暖化による影響に備えた対策をあらかじめ行い、自然や人間社会のあり方を調整するのが「適応」です。



「緩和」と「適応」

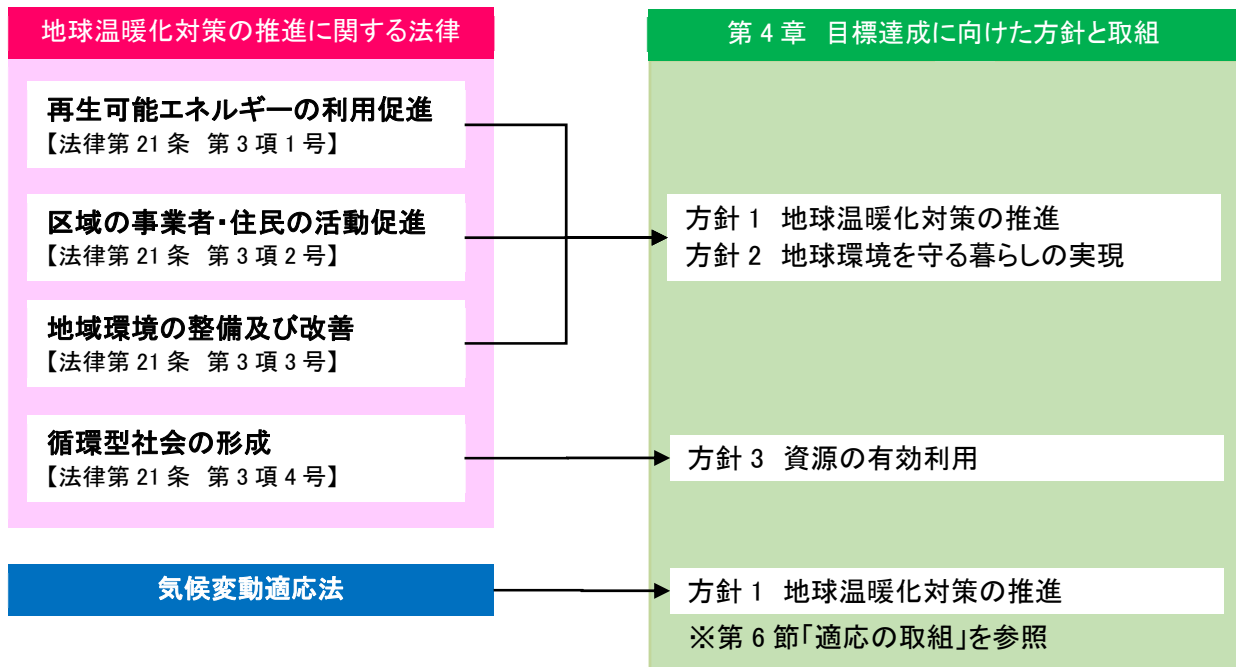
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

5-2 「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」に基づく取組

緩和については「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める義務的記載事項として、4つの分野について取組を掲載します。

適応については、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づいて取組を掲載します。

なお、「第4章 目標達成に向けた方針と取組」の中でも緩和に関する取組を掲載していることから、ここでは対応する方針を図示するとともに、適応に関しては取組内容を掲載します。



「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「気候変動適応法」に基づく取組

第6節 適応の取組

6-1 適応計画の分野・項目の選定

国の「気候変動適応計画」では、「農業、森林・林業、水産業」や「国民生活・都市生活」など7つの分野について、影響評価の結果を表のとおり整理しています。この結果を踏まえ、本市では以下の2つの基準（★1、★2）により選定した項目について注目し、適応のための取組を検討・実施していきます。

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（1）

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目	
農業、森林・林業、水産業	農業	水稻	◎	◎	◎	★1	
		果樹	◎	◎	◎	★1	
		土地利用型作物（麦、大豆、飼料作物等）	◎	△	△		
		園芸作物（野菜）	-	△	△	★2	
		畜産	◎	△	△		
		病害虫・雑草・動物感染症	◎	◎	◎	★1	
		農業生産基盤	◎	◎	△		
		食品・飼料の安全確保（穀物等の農産品及びその加工品、飼料）	未記載	未記載	未記載		
	林業	山地災害、治山・林道施設	土石流・地すべり等	◎	◎	△	★2
			高潮・高波	◎	◎	◎	
			海岸侵食	◎	△	△	
			水供給（地表水）	◎	◎	△	
		人工林	木材生産（人工林等）	◎	◎	□	
			人工林	◎	△	△	
		天然林	自然林・二次林	◎	△	◎	
		病害虫		未記載	未記載	未記載	
	特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	◎	◎	□		
	水産業	海面漁業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	◎	◎	△	
			海洋生態系	◎	△	□	
			沿岸生態系	◎	◎	△	
		海面養殖業	増養殖等	◎	◎	□	
			海洋生態系	◎	△	□	
			沿岸生態系	◎	◎	△	
		内水面漁業・養殖業	増養殖等	◎	◎	□	
淡水生態系			◎	△	□		
造成漁場		増養殖等	◎	◎	□		
		漁港・漁村	海面上昇	◎	△	◎	
	高潮・高波		◎	◎	◎		
海岸侵食	◎		△	△			
その他	地球温暖化予測研究、技術開発	未記載	未記載	未記載			
	将来予測に基づいた適応策の地域への展開	未記載	未記載	未記載			
農林水産業従事者の熱中症	死亡リスク	◎	◎	◎	★1		
	熱中症	◎	◎	◎	★1		
鳥獣害	野生鳥獣による影響（生態系への影響）	◎	◎	-			
	分布・個体群の変動	◎	◎	◎	★1		
世界食糧需給予測		未記載	未記載	未記載			
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◎	△	△		
		河川	◇	□	□	★2	
		沿岸域及び閉鎖性海域	◇	△	□		
	水資源	水供給（地表水）	◎	◎	△		
		水供給（地下水）	◇	△	□		
	水需要	◇	△	△			

注) 次ページ参照

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（2）

分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目	
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	生態系への影響	◎	◎	△		
		自然林・二次林	生態系への影響	◎	△	◎		
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	△	□		
		人工林	生態系への影響	◎	△	△		
		野生鳥獣による影響	生態系への影響	◎	◎	-		
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△		
	淡水生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□		
		河川	生態系への影響	◎	△	□		
		湿原	生態系への影響	◎	△	□		
	沿岸生態系	亜熱帯	生態系への影響	◎	◎	△		
		温帯・亜寒帯	生態系への影響	◎	◎	△		
	海洋生態系			生態系への影響	◎	△	□	
				生態系サービスへの影響	◎	-	□	
	生物季節				生態系への影響	◇	◎	
分布・個体群の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	★1		
	外来種	生態系への影響	◎	◎	△			
自然災害・沿岸域	水害	洪水		◎	◎	◎	★1	
		内水		◎	◎	△	★2	
		高潮・高波		◎	◎	◎		
	高潮・高波等	海面上昇		◎	△	◎		
		高潮・高波		◎	◎	◎		
		海岸侵食		◎	△	△		
	土砂災害	土石流・地すべり等		◎	◎	△	★2	
その他（強風等）	強風等		◎	△	△	★2		
健康	暑熱	死亡リスク		◎	◎	◎	★1	
		熱中症		◎	◎	◎	★1	
	感染症	節足動物媒介感染症		◎	△	△	★2	
		水系・食品媒介性感染症		-	-	□		
	その他の感染症				-	-	-	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		-	△	△	★2	
脆弱集団への影響		-	◎	□	★2			
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業		◇	□	□		
		エネルギー需給		◇	□	△	★2	
		商業		-	-	□		
		建設業		-	-	-		
		医療		-	-	-		
	金融・保険	金融・保険		◎	△	△		
	観光業	観光業		◎	△	◎		
その他の影響	その他の影響（海外影響等）		-	-	□			
国民生活都市生活	インフラ、ライフライン		水道、交通等	◎	◎	□	★2	
	文化・歴史	生物季節		◇	◎	◎		
		伝統行事、地場産業		-	◎	□		
	その他	暑熱による生活への影響		◎	◎	◎	★1	

注1) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下の通り。

- ・重大性 ◎：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない
- ・緊急性・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

注2) 選定する項目

- ★1：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」、「緊急性」、「確信度」がともに◎印と評価されたもの。なお、本市に関わりがない「高潮・高波」を除く
- ★2：★1以外の項目のうち、本市の地域特性を踏まえて適応策を実施する分野・項目

6-2 農業・林業に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
果樹	◇気温の上昇に伴い、柑橘類、梨、桃、ぶどうなど、本市で栽培されている果樹の栽培適地ではなくなる可能性があります。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
園芸作物（野菜）	◇高温による野菜の生育障害の発生が予測されています。	◆環境制御設備を有する施設園芸ハウスの整備に対して支援を行います。
病害虫・雑草・動物感染症	◇病害虫の発生域の拡大や変化が予測されています。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
林業（山地災害、治山・林道施設）	◇気温上昇に伴う局地的豪雨による災害リスクが高まっています。	◆地すべり防止・治山・林道施設及びその周辺のパトロールにより、各施設の維持管理、警戒避難体制等に適切な措置を講じ、災害に備えます。
農林業従事者の熱中症	◇気温の上昇する夏季に熱中症が発生し、重症化すれば死亡するリスクがあります。	◆ポスター掲示などによる農業者への周知・意識啓発をします。 ◆熱中症予防の啓発をします。 ◆夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。

6-3 水環境・水資源・自然生態系・自然災害に関する適応の取組

	影響予測	適応策
水環境（河川）	◇渇水期に BOD、pH などの値が上昇する傾向がみられますが、因果関係は確認されていません。	◆合併処理浄化槽の普及、公共下水道への接続により、水質向上を図ります。
水害・土砂災害	◇気温上昇による局地的豪雨による災害リスクが高まっています。	◆水防訓練により、水防活動の指揮系統徹底と技術の向上及び水防に対する意識の向上を図り、災害に備えます。 ◆急傾斜地パトロール等により、擁壁や法枠等の土砂災害防止施設を点検し、災害に備えます。 ◆「藤枝市国土強靱化地域計画」に基づく自然災害対策を推進します。 ◆AI・ICT を活用した雨量・水位監視システムの充実・強化を図ります。 ◆マイタイムラインの作成支援を行います。 ◆内水氾濫に備えたハザードマップの作成や GIS による情報展開を行います。 ◆ハザードマップについて周知します。
その他強風等	◇強風や強い台風の増加などが予測されています。	◆暴風警報時待機など、現行の防災体制の中で対応します。

6-4 健康に関する適応の取組

	影響予測	適応策
暑熱	◇気温の上昇する夏季に熱中症が発生し、重症化すれば死亡するリスクがあります。	◆熱中症予防を啓発します。 ◆夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。
感染症	◇デング熱などの感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が拡大すると想定されます。	◆近隣や本市で発生の際、国立感染症研究所のマニュアルに基づき対応します。
その他（温暖化と大気汚染の複合影響、脆弱集団への影響）	◇都市部でのオキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加が想定されます。 ◇高齢者、幼児などは気温の上昇の影響を受けやすいとされています。	◆静岡県が例年、光化学オキシダントが高濃度となりやすい期間を「光化学オキシダント監視強化期間」と設定し、監視体制を強化し対策を行います。 ◆高齢者を対象に夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。

6-5 産業・経済活動、国民生活・都市生活に関する適応の取組

	影響予測	適応策
産業・経済活動（エネルギー需給）	◇エネルギー需要分野においては、現時点で気候変動が及ぼす影響についての研究事例が少ない状況です。	◆エネルギー需要分野への影響について科学的知見の集積を図ります。 ◆市内各分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量を把握します。
インフラ、ライフライン（水道、交通等）、その他（暑熱による生活への影響）	◇短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加などが進めば、インフラ・ライフラインに影響が及ぶことが懸念されます。 ◇渋滞や舗装老朽化に伴う二酸化炭素排出量の増加が想定されます。 ◇建築物や舗装によるヒートアイランド現象が既に生じています。	◆低炭素なまちづくり、ヒートアイランド対策において、緑の基本計画に基づく緑化、緑地推進などにより対応します。 ◆幹線道路網の整備と舗装改良の推進を行います。 ◆都市公園の整備による緑化推進と既存緑地の適正管理を行います。 ◆COOL CHOICE 事業を推進します。 ◆グリーンカーテンを推進します。

6-6 総合的な適応の取組

「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら、適応の取組を推進します。また、気候変動による影響の現状について情報が不足していることから、庁内関係各課と連絡を密にし、情報の蓄積を行うとともに、横断的な施策を推進していきます。